

香川県教育委員会 7 月定例会会議録

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 23 日 (木)
 開 会 午前 9 時 30 分
 閉 会 午前 10 時 35 分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教 育 長	淀 谷 圭 三 郎
委 員	木 下 敬 三
委 員	蓮 井 明 博
委 員	鳥 取 美 穂
委 員	持 田 め ぐ み
委 員	武 田 真 由 美

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	塩 田 広 宣
教育次長(兼)政策調整監	和 田 友 樹
教育次長	西 原 明
総務課長	景 政 孝 輔
高校教育課長	橋 本 和 之
保健体育課長	高 田 孝 行
生涯学習・文化財課長	篠 原 理 代 子
政策主幹(兼)総務課副課長	山 下 利 美
義務教育副課長	松 原 洋 子
総務課長補佐	山 元 祐 二
高校教育課長補佐(兼)主任管理主事	太 田 大 介
高校教育課長補佐(兼)主任指導主事	笠 井 真 希 子
高校教育課長補佐(兼)主任指導主事	坂 本 洋 平
保健体育課長補佐(兼)主任体育主事	藤 田 航
生涯学習・文化財課長補佐	澁 谷 政 志
高校教育課副主幹	西 野 慎 吾
高校教育課副主幹	西 勇 気
高校教育課主任指導主事	関 正 英
高校教育課主任指導主事	床 田 太 郎
保健体育課主任指導主事	伊 賀 一 誠
総務課主任	松 下 明 弘

傍聴人 なし

5. 会議録の承認

6月12日に開催した定例会の会議録署名委員の持田委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第2号及び第3号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に、議案第4号は、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するため、非公開としたい旨を發議。

7. 議 案

○議案第1号 令和9年度香川県立高松北中学校入学者選抜要綱について

高校教育課長から、令和9年度香川県高松北中学校入学者選抜要綱について諮る旨、説明。

【質疑】

＜教育長＞令和8年度入学者の定員割れの状況はどうであったか。

＜高校教育課長＞105名の定員に対して、志願者が94名であり、実際の入学者は92名であった。倍率は0.90倍である。

＜教育長＞定員割れは何回目なのか。

＜高校教育課長＞令和5、6年度入学者で定員割れが発生している。令和7年度入学者は1.0倍であり、定員割れは令和8年度入学者が3回目となる。

＜木下委員＞中高一貫校には、ゆとり教育や個性を伸ばすなどの目的があると思うが、高松北中・高等学校における中高一貫教育の取組みについて、県としてどのように評価しているのか。

＜高校教育課長＞体験活動や少人数教育、探究活動の充実のほか、13歳から18歳までのいろんな学年層の生徒と一緒に活動することで、多様な価値観に接する中で成長できることが中高一貫教育の大きな強みと考えている。

＜木下委員＞目的は概ね達成されているという評価なのか。

＜高校教育課長＞中学生と高校生と一緒に部活動に参加することができたり、部活動以外にも学習の場でも、自分よりも年上の子の意見を聞くことは大変重要なことであり、成果はあるものと思っている。

＜教育長＞高松北中・高等学校の中高一貫校は今のままでよいのか。

＜高校教育課長＞高松に新たに中高一貫校を設置するという話がある中で、高松北中・高等学校とどう差別化していくかが非常に大きな課題である。そのため、改めて高松北中・高等学校の魅力やミッションを整理していく必要があると認識している。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第２号 香川県スポーツ推進審議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第３号 香川県社会教育委員の委嘱について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第４号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項１ 令和９年度香川県公立高等学校入学者選抜における全国からの生徒募集について

高校教育課長から、令和９年度香川県公立高等学校入学者選抜における全国からの生徒募集について、説明。

【質疑・意見交換】

＜鳥取委員＞三木高校に通っている高知県出身の生徒はどうやって通学しているのか。

＜高校教育課長＞保護者の職場が香川県にあり、県内の自宅から保護者に送迎してもらっている。

＜武田委員＞香川県内に身元引受人となる親族がいることが前提ということでよいのか。

＜高校教育課長＞そのとおりである。親族がいない場合でも、学校が地域の方や自治体と協力してアパート等を提供できるのであれば、そちらに入らせていただいている。住むところ、食べるもの、見守りということを課題意識として持っており、学校が準備することが難しいので、現在、高松市内に2箇所、住むところ、食べるもの、そして見守りもしていただける業者と業務提携をし、そこに入らせていただくようにしている。また、使われなくなった職員住宅の跡地に生徒寮を整備できるよう取組みを進めている。親御さんに安心してもらえると、より多くの生徒が来てくれることに繋がることから、このような取組みを進めている。

＜武田委員＞実際にそのような場所に住んでいる生徒はいるのか。

＜高校教育課長＞いる。

＜蓮井委員＞高校別に見ると合格者数の上限にかなりばらつきがある。上限を高く設定している高校は熱心に取り組んでおり、環境整備も含めて相当努力しているのか。また、それに伴い、実績も上がっているのか。

＜高校教育課長＞各高校も努力はしており、住む場所の確保まではできているが、食事や、特に見守りが支障になっている。学校ではできない部分を教育委員会でフォローできないかと考え、先ほど説明した取組みをしているところである。観音寺市内の高校は愛媛県から、坂出高校や多度津高校は岡山県から通学ができることや、部活動が強い高校など、偏りが出てくる。先ほど説明した施設整備は高松市内なので、東讃や西讃においても、施設整備ができれば県外から多くの生徒に来ていただけるかと思うので、今後進めていきたい。

＜蓮井委員＞三本松高校の食堂プロジェクトは良い宣伝効果があると思う。どんどん情報発信していけば良いと思う。

＜木下委員＞全体的には出ていく生徒より入ってくる生徒の方が多いのか。

＜高校教育課長＞私立高校に県外から入学する生徒が多いことから、全体としては入ってくる生徒の方が多い。

＜教育長＞高校入学時には転入が超過している。そのようなデータは公表しても良いのではないかと。また、合格者数の上限のルールはあるのか。

＜高校教育課長＞上限のルールはない。施設設備の面を考慮して決めている。一番の課題がパソコン教室における人数の収容限度である。ここまでなら受け入れても県内の生徒に影響しないという人数を、毎年学校と協議のうえ、上限を設定している。

＜教育長＞高松工芸高校の美術科の上限人数を増やしたのは物理的に可能になったからということか。毎年、校長と高校教育課で協議して上限を設定する方法が果たして良いことなのか。人が異動していく中で、仕組みとして作っておいた方がよいのではないかと。

＜高校教育課長＞人事異動があっても、ルールに則って設定できるよう仕組みづくりを考えていきたい。

＜教育長＞上限に対して、どれくらいの生徒が来たのか時系列的なデータをいただきたい。

＜高校教育課長＞承知した。

○その他事項2 高等学校等教育改革促進事業に係る申請の概要について

高校教育課長から高等学校等教育改革促進事業に係る申請の審査結果について、説明。

【質疑・意見交換】

＜武田委員＞先週、全国のエデュケーション委員が集まる会に出席した際に、採択がゼロであった他県の教育委員から、特色のある取組みが前提ではあるが、横展開してほしいと国から指摘があったという話を伺った。この場で情報共有させていただく。

＜木下委員＞他府県で採択された事例の中には、例えば、半導体の製造や造船などに関連するプログラムもあった。それはそれで大変良いと思うが、一方で15歳の子どもたちが、それまでの人生経験で、果たして自分の将来が決められるのかという意見もあった。企業と連携することは、企業にとっては、即戦力になるため非常に有益なプログラムだと思うが、そのようなプログラムが専門学校化やブルーワーカー養成機関になる可能性も否定できない。よって経験や選択肢がまだ十分でない15歳の段階で、特定の職種や進路方向づけについては、本人の可能性を狭めることのないよう、慎重に考える必要があると思う。

＜高校教育課長＞我々が一番大事にしたいのは、目の前にいる子どもの興味関心に基づいた教育活動を展開して、その子が将来どんな状況に置かれても幸せに活躍できるシステムを整備することである。一方で、将来の予測が困難な時代だと言われているが、理系人材が足りないとか、エッセンシャルワーカーが足りないということがある程度見えているのであれば、そのような情報を子どもたちに提供して、そういう時代になるなら、こういうことを勉強する必要があると子どもたちに思わせることが必要なのではないか。決して誘導するわけではなく、一定情報を与えることで、子どもたちの興味関心に応じていくことを重視したいと我々は思っている。

＜教育長＞追加公募のスケジュールは変更されたのか。

＜坂本課長補佐＞文部科学省からは7月21日頃に公募が開始すると聞いていたが、まだ始まっていないことから、資料の公募開始時期を「7月下旬頃」に改めた。申請期限もまだ決まっていない。

○その他事項3 令和8年度障害者を対象とした香川県職員（学校事務）採用選考試験について

総務課長から令和8年度障害者を対象とした香川県職員（学校事務）採用選考試験について、説明。

【質疑】 なし

○その他事項4 「令和7年度における部活動の移動に関する実態調査」の結果と今後の対応について

保健体育課長から「令和7年度における部活動の移動に関する実態調査」の結果と今後の対応について、説明。

【質疑・意見交換】

＜蓮井委員＞香川県は過去に大きな事故があったので、これまで適切に行ってきたのかと思うが、新潟県の事例がなかったら、定期的な調査は実施していなかったのか。

＜保健体育課長＞定期的な調査は実施していない。

＜武田委員＞私立高校に対して通知はしているのか。

＜保健体育課長＞総務学事課を通じて、県教委から県立高校に対して、このような通知を出している旨、お知らせしている。市町教育委員会に対しても、同様にお知らせはしている。あくまでお知らせであるので、その後、私立高校が県教委と同様な対応をしているかは分からない。